

個人情報取扱事務の諮問事案書（第10条第2項 及び 重要事項の諮問）

※オンライン結合関係図その他必要な資料を添付すること。

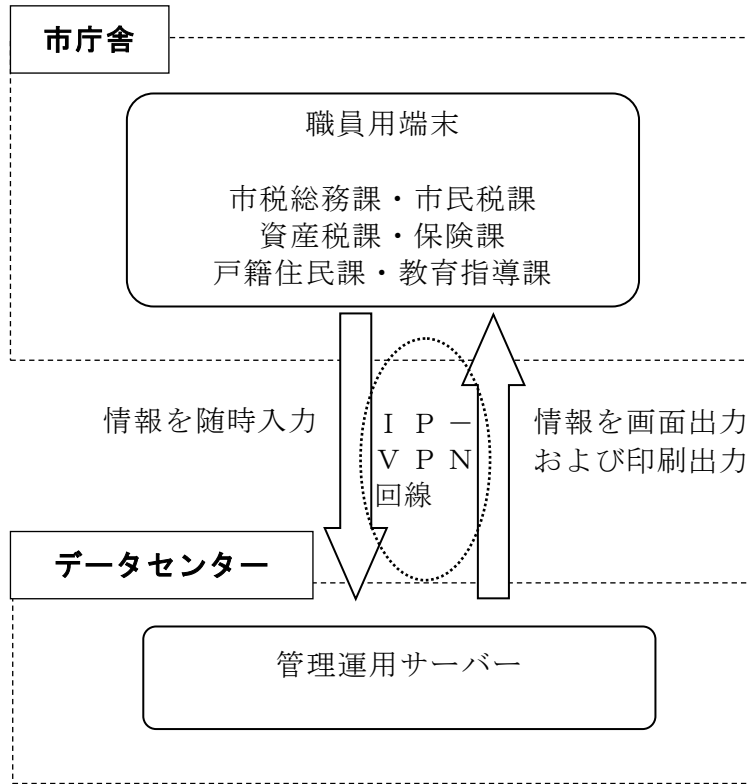
オンライン結合を行う事務の名称		基幹業務システム更新事務
事務の管課等		情報システム課
オンライン結合による取扱個人情報	類型	住民課税対象者（個人・法人住民税、軽自動車税、固定資産税）
	項目名	住民情報：氏名、生年月日、性別、住所等 税情報：軽自動車・住民税・固定資産税課税資料等 国民健康保険情報：資格情報、保険料賦課情報等 国民年金情報：年金加入者情報等 就学情報：就学情報等
オンライン結合の概要	結合の当事者名	情報システム課、データセンター管理者(業者は未定)
	使用回線の形態	<input type="checkbox"/> 専用回線( ) <input checked="" type="checkbox"/> 共用回線( I P - V P N )
	個人情報の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹業務システムの管理運用をデータセンター管理者に委託する。</li> <li>・ I P - V P Nにより、市の職員が市庁舎からデータセンターのサーバーに常時アクセスし、異動入力や証明書発行等の業務を行うが、一部のシステム運用上必要な一括処理等についてはデータセンター管理者が行う。</li> </ul>
オンライン結合を行う理由（公益上の必要性）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時等におけるデータの安全性や、システムの専門性の面から、オンライン結合により、データセンターで管理・運用することが適切である。</li> <li>・今後、経費削減のため、総務省が推進する自治体クラウド（外部のデータセンターでの管理・運用、及び、複数の自治体の共同利用）の導入の前提として必要な対応である。</li> </ul>
安全確保措置（個人の権利利益を侵害するおそれがないようにすること）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する回線を I P - V P Nとし、不正アクセス等に対する防衛措置を行う。</li> <li>・委託先のサーバーは、監視カメラの設置や生体認証による入室管理が行われ、不正アクセス等の防止のため、必要な措置を行う。</li> </ul>
開始時期		平成32年9月下旬から

## オンライン結合関係図

※この関係図に代わる既存の資料の添付があれば、作成不要とする。

オンライン結合を要する事務の名称

基幹業務システム更新事務



(注意)

□ は、結合する電子計算機とする。なお、当事者名、電子計算機名称等の参考情報を付記すること。

⇨ は、結合による個人情報の流れとする。なお、回線の形態等の参考情報を付記すること。